

連邦法と連邦規則を調べる

連邦法：USC <http://uscode.house.gov/> 連邦規則：e-CFR <https://www.ecfr.gov/>

連邦法 (federal law) と州法 (state law) との関係

「州政府は連邦政府の下部単位ではない。各州は主権を有し、憲法上、連邦政府のいかなる監督下にも置かれていない。ただし、合衆国憲法や連邦法と州の憲法や法律が矛盾する場合には、**合衆国憲法や連邦法が優先する。**」

(引用：国務省出版物「米国の統治の仕組み - 州政府」 <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3174/>)

「ただし、合衆国憲法第 6 条第 2 項の規定により、**連邦の法律または条約に反する州の立法は効力を発しない。**」

(引用：橋都由加子「アメリカにおける連邦・州・地方の役割分担」 https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_02.pdf)

参考：・本浪 章市「連邦法と州法の関係」 <file:///C:/Users/mas/Dropbox/PC/Downloads/KU-1100-19831200-11.pdf>
 ・アメリカ法 - Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E6%B3%95>

各州の憲法、州法、州規則を調べる

コーネル大学 <https://www.law.cornell.edu/states/listing>

調査例：ペンシルベニア州の UCC の例⇒Pennsylvania → Pennsylvania Legal Materials → Legislature: Pennsylvania General Assembly <https://www.legis.state.pa.us/> → Statutes: Consolidated Statutes https://www.legis.state.pa.us/cfdocs/legis/LI/Public/cons_index.cfm → Title 13: COMMERCIAL CODE <https://www.legis.state.pa.us/cfdocs/legis/LI/consCheck.cfm?txtType=HTM&ttl=13>

WEBRIO によるアメリカ合衆国の法律・法案等の一覧

引用：WEBRIO「アメリカ合衆国の法律の一覧・法令・法令・規則・方式・規則・固有名詞の種類」 <https://www.webrio.jp/ontology/%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E5%90%88%E8%A1%86%E5%9B%BD%E3%81%AE%E6%B3%95%E5%BE%8B.1> 一部加筆

<p>合衆国法典 US CODE (USC) 連邦規則集 CFR チェック・ザ・ボックス規則 相互安全保障法 <small>琉球諸島における経済的社会的発展の促進に関する法律</small> グラス・スティーガル法 コールド・ケース 連邦海外腐敗行為防止法 規制物質法 食品消費個人責任法 ミーガン法 フォラカー法 FindLaw 囚人貸出制度 大気浄化法 スーパー301 条 フライ・アメリカ法 国家安全保障法</p>	<p>1934 年証券取引所法 外国人・治安諸法 フィリピン独立法 スペシャル 301 条 マスキー法 州の権限 スムート・ホーリー法 ビューフォート条約 連邦倒産法第 11 章 エリサ法 上場企業会計改革および投資家保護法 インディアナ州円周率法案 ヒル＝バートン法 連邦補助高速道路法 児童オンライン保護法 国家防衛教育法 市民権法連邦倒産法第 7 章 ホームステッド法</p>	<p>ブレイディ法 ケンタッキー州およびバー ジニア州決議 リハビリテーション法第 5 08 条 全国労働関係法 グアノ島法 両洋艦隊法 投資会社法 全世界反ユダヤ主義監視法 外国人不法行為請求権法 ハート・スコット・ロディ ノ反トラスト改正法 移民国籍法 連邦倒産法 1850 年協定 反トラスト法 詐欺防止法 農業調整法 1841 年の先買権法 クレイトン法</p>	<p>ジム・クロウ法 鉄道安全装置法 シャーマン法 台湾関係法 砂漠法 ゴールドウォーター＝ニコ ルズ法 海軍拡張法 ヴィンソン・トランメル法 デジタルミレニアム著作権法 連邦倒産法第 13 章 FASIT 戦争権限法 大統領令 9066 号 障害を持つアメリカ人法 全国産業復興法逃亡奴隷法 リステイトメント 絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律 1933 年証券法</p>	<p>クーガン法 三振法 スタガーズ鉄道法 中立法 連邦官報 著作権延長法 緊急経済安定化法 米国愛国者法 統一商事法典 UCC</p>
---	--	--	--	---

合衆国法典 US CODE (USC) は、連邦制定法 を「集大成」したもので、法典自体は法律ではなく、単に制定法 (個々の制定法は法律) を系統的に配列したものとなっている。(参考：米 国大使館レファレンス資料室「米国司法制度の概説」 <https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/11/wwwf-outline-legal.pdf>)

※**デラウェア州の会社法に基づき設立されたデラウェア州会社が最も多い理由**：①設立及び解散等の手続が比較的容易であること、②税金の負担が比較的軽いこと、③規制内容が経営陣に比 較的有利で明確であること、④多数の裁判例が集積されていること等が挙げられている。(引用：BLJ 法律事務所 遠藤誠著「米国の法体系の概要」7 頁 https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/usa_houseido_01.pdf)

USC と CFR の中身

引用 : U.S. Code: Table Of Contents U.S. Code US Law LII / Legal Information Institute https://www.law.cornell.edu/uscode/text	引用 : CFR: Table Of Contents CFR US Law LII / Legal Information Institute https://www.law.cornell.edu/cfr/text
<p>U.S. Code: Table Of Contents</p> <ul style="list-style-type: none"> U.S. Code TITLE 1 - GENERAL PROVISIONS TITLE 2 - THE CONGRESS TITLE 3 - THE PRESIDENT TITLE 4 - FLAG AND SEAL, SEAT OF GOVERNMENT, AND THE STATES TITLE 5 - GOVERNMENT ORGANIZATION AND EMPLOYEES TITLE 5a - FEDERAL ADVISORY COMMITTEE ACT TITLE 6 - DOMESTIC SECURITY TITLE 7 - AGRICULTURE TITLE 8 - ALIENS AND NATIONALITY TITLE 9 - ARBITRATION TITLE 10 - ARMED FORCES TITLE 11 - BANKRUPTCY TITLE 11a - BANKRUPTCY RULES TITLE 12 - BANKS AND BANKING TITLE 13 - CENSUS TITLE 14 - COAST GUARD TITLE 15 - COMMERCE AND TRADE TITLE 16 - CONSERVATION TITLE 17 - COPYRIGHTS TITLE 18 - CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE TITLE 18a - UNLAWFUL POSSESSION OR RECEIPT OF FIREARMS TITLE 19 - CUSTOMS DUTIES TITLE 20 - EDUCATION TITLE 21 - FOOD AND DRUGS TITLE 22 - FOREIGN RELATIONS AND INTERCOURSE TITLE 23 - HIGHWAYS TITLE 24 - HOSPITALS AND ASYLUMS TITLE 25 - INDIANS TITLE 26 - INTERNAL REVENUE CODE TITLE 27 - INTOXICATING LIQUORS TITLE 28 - JUDICIARY AND JUDICIAL PROCEDURE TITLE 28a - JUDICIAL PERSONNEL FINANCIAL DISCLOSURE REQUIREMENTS TITLE 29 - LABOR TITLE 30 - MINERAL LANDS AND MINING TITLE 31 - MONEY AND FINANCE TITLE 32 - NATIONAL GUARD TITLE 33 - NAVIGATION AND NAVIGABLE WATERS TITLE 34 - CRIME CONTROL AND LAW ENFORCEMENT TITLE 35 - PATENTS TITLE 36 - PATRIOTIC AND NATIONAL OBSERVANCES, CEREMONIES, AND ORGANIZATIONS TITLE 37 - PAY AND ALLOWANCES OF THE UNIFORMED SERVICES TITLE 38 - VETERANS' BENEFITS TITLE 39 - POSTAL SERVICE TITLE 40 - PUBLIC BUILDINGS, PROPERTY, AND WORKS TITLE 41 - PUBLIC CONTRACTS TITLE 42 - THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE TITLE 43 - PUBLIC LANDS TITLE 44 - PUBLIC PRINTING AND DOCUMENTS TITLE 45 - RAILROADS TITLE 46 - SHIPPING TITLE 47 - TELECOMMUNICATIONS TITLE 48 - TERRITORIES AND INSULAR POSSESSIONS TITLE 49 - TRANSPORTATION TITLE 50 - WAR AND NATIONAL DEFENSE TITLE 50a - WAR AND NATIONAL DEFENSE [ELIMINATED] Current through 114-86u1 TITLE 51 - NATIONAL AND COMMERCIAL SPACE PROGRAMS TITLE 52 - VOTING AND ELECTIONS TITLE 53 - [RESERVED] TITLE 54 - NATIONAL PARK SERVICE AND RELATED PROGRAMS <div data-bbox="533 395 1205 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・事前届出 (PMN) が免除されている新規化学物質 : e-CFR) → Title 40 - Protection of Environment → CHAPTER I - ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY SUBCHAPTER R - TOXIC SUBSTANCES CONTROL ACT PART 720 - PREMANUFACTURE NOTIFICATION → Subpart B - Applicability § 720.30 Chemicals not subject to notification requirements. 少量の研究開発用や試験販売用のための免除等。</p> </div>	<p>CFR: Table Of Contents</p> <ul style="list-style-type: none"> CFR Title 1 - General Provisions Title 2 - Grants and Agreements Title 3 - The President Title 4 - Accounts Title 5 - Administrative Personnel Title 6 - Domestic Security Title 7 - Agriculture Title 8 - Aliens and Nationality Title 9 - Animals and Animal Products Title 10 - Energy Title 11 - Federal Elections Title 12 - Banks and Banking Title 13 - Business Credit and Assistance Title 14 - Aeronautics and Space Title 15 - Commerce and Foreign Trade Title 16 - Commercial Practices Title 17 - Commodity and Securities Exchanges Title 18 - Conservation of Power and Water Resources Title 19 - Customs Duties Title 20 - Employees' Benefits Title 21 - Food and Drugs Title 22 - Foreign Relations Title 23 - Highways Title 24 - Housing and Urban Development Title 25 - Indians Title 26 - Internal Revenue Title 27 - Alcohol, Tobacco Products and Firearms Title 28 - Judicial Administration 29. Title 29 - Labor Title 30 - Mineral Resources Title 31 - Money and Finance: Treasury Title 32 - National Defense Title 33 - Navigation and Navigable Waters Title 34 - Education Title 36 - Parks, Forests, and Public Property Title 37 - Patents, Trademarks, and Copyrights Title 38 - Pensions, Bonuses, and Veterans' Relief Title 39 - Postal Service 39. Title 40 - Protection of Environment Title 41 - Public Contracts and Property Management Title 42 - Public Health Title 43 - Public Lands: Interior Title 44 - Emergency Management and Assistance Title 45 - Public Welfare Title 46 - Shipping Title 47 - Telecommunication Title 48 - Federal Acquisition Regulations System Title 49 - Transportation Title 50 - Wildlife and Fisheries <div data-bbox="1765 683 2078 826" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow;"> <p>OSHA 基準 (UL 規格に関係)</p> </div> <div data-bbox="1765 890 2123 970" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow;"> <p>「スマiley」の規制</p> </div> <div data-bbox="1272 1225 2123 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・OSHA 基準 : 29 CFR PART 1910 → Title 29 → PART1910 - OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH STANDARDS → Subpart A から Z に細分 (環境、物質、品物、作業等) → この基準に該当する製品を職場で使用するために米国内で販売する場合は、OSHA 基準に適合することが要求されている。 ・スマileyの場合の適用規定 : Title 40 → Chapter I → Subchapter J → Part 300 → Subpart J → § 300.915 Data requirements. → (g) Sorbents.</p> </div>

※米国は、英米法体系として「判例法主義」(日本は、大陸法体系の「制定法主義」)を採用が、「制定法」(法律)も制定されている。しかし、その解釈では常に、以前の裁判所の判断が参照され、制定法解釈の基本原則も、判例によって確立されている。(参考: 丸山 英二「英米法A第1回アメリカ法の特徴: 連邦制度と判例法主義」スライド 20 http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaryam/law/faculty/2019/190930handout01_6.pdf)

新規化学物質に対する PMN (Pre-Manufacturing Notice 製造前届出) の提出と届出免除規定

「新規化学物質の製造または輸入する場合、その製造又は輸入を開始する少なくとも 90 日前までに EPA に届け出る必要があります。しかし、以下の規定の場合は事前届け出が免除されています」 引用：JETRO 「化学品の現地輸入規則および留意点：米国向け輸出」 <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010115.html>：
e-CFR → Title 40 - Protection of Environment CHAPTER I - ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY SUBCHAPTER R - TOXIC SUBSTANCES CONTROL ACT →

- ①年間 10 トン以下で製造または輸入される少量免除などの規定：**PART 723** - PREMANUFACTURE NOTIFICATION EXEMPTIONS Subpart B - Specific Exemptions
- ②少量研究開発用や試験販売用などの免除規定：**PART 720** - PREMANUFACTURE NOTIFICATION Subpart B - Applicability § 720.30 Chemicals not subject to notification requirements.

UCC (Uniform Commercial Code 米国統一商法典)

引用：ジェトロ「米国 | 貿易・投資相談 Q&A - 国・地域別に見る」 <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-011046.html> 一部加筆

「UCC は、法規の案文 (モデル法文) であって、米国各州でその法文が法律として採択されて初めて制定法 (各州の州法) となります。各州では、モデル法文を修正の上、採択するケースが多い。」

なお、**ルイジアナ州**は、UCC 第 2 章の物品売買以外のほとんどを採用している。物品売買については、かつて同州がフランス植民地であったため「大陸法」の影響を受けて、同州独自の**民法典**が、その州での商品の販売を規制している。(参考：<https://emanuelosc.org/which-states-have-adopted-the-ucc> 及びウキペディア <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%B1%E4%B8%80%E5%95%86%E4%BA%8B%E6%B3%95%E5%85%B8>)

UCC の中身

各州が採用する基本となる「**UCC モデル法文**」：コーネル大学 <https://www.law.cornell.edu/ucc>

Uniform Commercial Code

- [U.C.C. - ARTICLE 1 - GENERAL PROVISIONS \(2001\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 2 - SALES \(2002\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 2A - LEASES \(2002\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 3 - NEGOTIABLE INSTRUMENTS \(2002\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 4 - BANK DEPOSITS AND COLLECTIONS \(2002\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 4A - FUNDS TRANSFER \(2012\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 5 - LETTERS OF CREDIT \(1995\)](#)
- [REPEALER OF U.C.C. - ARTICLE 6 - BULK TRANSFERS and \[REVISED\] U.C.C. - ARTICLE 6 - BULK SALES \(1989\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 7 - DOCUMENTS OF TITLE \(2003\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 8 - INVESTMENT SECURITIES \(1994\)](#)
- [U.C.C. - ARTICLE 9 - SECURED TRANSACTIONS \(2010\)](#)
- [UCC - older versions](#)

各州別の UCC を調べる ⇒ コーネル大学 https://www.law.cornell.edu/wex/table_ucc

参考：日本銀行金融研究所「アメリカ統一商事法典 (UCC) の概要」 <https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/00-J-26.pdf>

参考

アメリカの司法制度—連邦法？州法？_1094 <https://jinken.com/momsusa/archives/4451> 法律ノート 第 1094 回 弁護士 鈴木淳司 Jan 29, 2018

アメリカの司法制度—連邦法？州法？

移民法が争点となって、議会は紛糾し米国政府が数日間機能不全に陥りました。私も議会の動きを注意深く見ていたのですが、大統領関係のニュースは、メディアとの諍いはいつものことですが、大統領が美術館に絵画の貸出を希望したら、金のトイレなら貸せると、言われてしまったニュースと、大統領専用機の冷蔵庫 2 台が 25 億円で入れ替えられるというニュースしかない状況でした。随分、切ない状況ですね。私は税制改革がどのようにアメリカ国内に影響していくのか興味深く見っていますが、みなさんはどのような角度から米国の政治を考えられていますか。

今回から、また新しく皆さんからいただいている質問を考えていきたいと思えます。ある日本の弁護士の方からの質問をまとめます。

「米国法制度は連邦法と州法の二重構造で、裁判所も連邦裁判所と州裁判所の二重構造で、いずれも原則三審制とのことですが民事・刑事の事件について、連邦裁判所・州裁判所の管轄をどのように分けるのでしょうか。わかる基準を教えてください。」というものです。

他にもいただいている質問では、「国立公園内で飲酒運転の罪で逮捕されましたが、通常の飲酒運転とは裁判が違うと言われています。どのような違いがあるのでしょうか」とまとめられるものがあります。これらの質問について以下考えていきましょう。

日本の弁護士の皆さんも、アメリカの実務については理解しにくい部分もあり、さりとて、質問をするのも、どうしたら良いのかわからないときが多々あると覆います。ぜひ、法律ノートを利用していただければ幸いですし、私も法律家からの質問であると、法律的な論点について気づかなかったところが、気づけたりもします。

面白いのは、今回 2 つの質問を扱いますが、弁護士の方も、飲酒運転で逮捕された方も同様のポイントを質問されているということです。ですので、一般の方が「はてな」と思うことは法律家も同じように思っているのかもしれない。

■ 連邦制度—Federalism—州が独自の政府を持つ

まず、今回は質問を考える前提として、連邦制 (Federalism) という大きなトピックを考えておきたいと思えます。連邦とつく国は現在世界で少なくありません。しかし、日本人の考え方だとピンとこない可能性はありますし、無理はありません。

アメリカというのは、50 州ありますが、もともと一つひとつの州は独立して機能できる政府を持っています。カリフォルニア州でも、立法、行政、そして司法の三審制があり、一つの自治体として機能できます。ここが日本の都道府県とは違うところであります。

簡単にいうと、明日、連邦政府がなくなります (今回の連邦政府の機能停止のような感じでしょうか。) ということになっても、各州はそれなりの機能をして、日常生活レベルでは問題がないと思えます。日本はそうはいきません。

もちろん、都道府県のレベルで議会はありますし、行政も動いていますが、司法はそうはいきません。日本はやはり中央集権的な「日本国」の政府がないと動かないことが多々でてくると思えます。

■ 州の自治権は強力

なぜ、このような対比をするかという、アメリカの州は、日本の都道府県に比べて、かなり強力な自治権を持っているということがわかります。

アメリカの連邦制というのは、連邦政府が各州のやっていることに対して介入を最低限にしたうえで束ねるという形を取っています。

連邦政府が出来る過程での起草者の論文を見ると、まさに州に対する最小限度の介入しか許さない、という関係を取っているのです。

■ 連邦は「上級」ではない

一番、この連邦政治をわかりやすい形で表しているのが、ドラマの警察ものでしょうか。ある場面で事件が起きて、州の老練な警察官が捜査をしています。そこに、連邦警察 (FBI) が乗り込んで来て、連邦も捜査していると告げます。連邦警察の捜査が気に食わない州の警察官が、独自に捜査を続ける、というパターンです。

こういうドラマで、州の警察官が連邦の警察に直立敬礼することはありませんね。もともと、アメリカの警察はしないのかもしれませんが。日本の警察庁と各都道府県警察の関係とは違って、連邦の警察が即、州警察の「上部機関」になることはないのです。

日本人だとなんとなく連邦の方が「上」という感じを抱きますが、このような感覚はアメリカにはない、ということを理解してください。

次回、続けていきたいと思えます。

アメリカの司法制度—連邦法？州法？(2)_1096 <https://jinken.com/momsusa/archives/6087> 法律ノート 第 1096 回 弁護士 鈴木淳司 Feb. 14, 2018

半分お笑いなのですが、私が窃盗の被害者になってしまいました。私は工事を自分するのが好きで、週末にかっこよい壁を造りたいと思い、事前にインターネットで一つ 25 キロくらいするコンクリートの材料をオーダーしておきました。自分が運転する車にこの材料を 30 個乗せると重くて走れないと思って、ガソリンスタンドでリクルートしたメキシコ人のおじさんに現金を払うから運搬を頼みました。一緒にお店に行き、材料を積み込むと私が自分の車に行く間にトンズラされました。人を信用しない斜に構えた輩よりは人を信じて裏切られた方がまだ良いのですが、100 ドルくらいの材料を窃盗して何になるのか、苦笑いしてしまいました。仕事もふくめ、今まで経験した事例で一番重い物を持って逃げられました。笑うしかないですね。

アメリカの司法制度—連邦法？州法？(2)_1096

さて、前々回から考えてきた「米国法制度は連邦法と州法の二重構造で、裁判所も連邦裁判所と州裁判所の二重構造で、いずれも原則三審制とのことですが民事・刑事の事件について、連邦裁判所・州裁判所の管轄をどのように分けるのでしょうか。わかる基準を教えてください。」という質問と、「国立公園内で飲酒運転の罪で逮捕されましたが、通常の飲酒運転とは裁判が違うと言われています。どのような違いがあるのでしょうか」という質問を続けて考えていきましょう。

国立公園での飲酒運転は州法？連邦法？

前回は日本とアメリカでは地方自治という考え方が根本的に違うということを考えました。アメリカの各州は日本の都道府県とは違って、かなり独立した自治能力を与えられていると思ってください。法律的な面を見ると、実際は各州とも似たり寄ったりです。一つの国ですから当たり前かもしれませんが、微妙な違いは確実に存在していて、各州がまず自己統治をしているという現実を理解してください。

まず、今回の質問を見ると、まずはその質問の対象となっている州法ではどのようなになっているのか確認しなければなりません。州法に引かかる刑事事件や、民事事件は、州法で対応されるのが原則ということで理解してください。今回の質問にある飲酒運転は、**確実に各州で取り締まる法律があります**。そうすると、**まずは、州法が先行して適用される**こととなります。州の管轄内で逮捕されれば、その管轄内の州法によって判断されるということとなります。

今回質問されている方は連邦の管轄である**国立公園で逮捕されている**ようです。そうすると場合によっては、**州と連邦の両方の法律が適用される**かもしれません。州の警察に逮捕されていないのであれば、連邦の法律のみ適用されたうえで、起訴となる可能性もあります。すると、連邦裁判所で判断される可能性があります。

今回質問されている方も、飲酒運転で逮捕されているのであれば、どちらの法律も適用可能です。そうすると、何か刑事的な問題が発生しているのであれば、事例によっては州でも連邦でも罪に問われる可能性はあるということになりますね。

連邦の法律が適用される場合

では、連邦の法律はどのような場合に適用されるのでしょうか。実は連邦憲法その他の連邦の法律で、連邦政府が口出しをできる事例は決められています。ここでは、いくつかご紹介しておきましょう。

まず、**連邦で定められた法律に抵触する事例**については、連邦政府が口出しをできることになっています。たとえば、連邦が専権を持つ、特許、郵便、そして移民関係などが挙げられます。これらの事項は連邦裁判所が管轄していて、事件になれば、州は口出しをできません。

次に、**外国が相手方になるような事件**については連邦が専権を持つことが憲法上決められています。通商の問題などは連邦政府の専権となります。

そして、**州をまたぐ紛争、たとえば州対州の事件、あるいは麻薬の事件で州をまたぐ事件**などは連邦の管轄となります。ここで、重要なのは、ニューヨーク州とニュージャージー州が、エリス島を巡って裁判をするのは確実に連邦の事件となり、州の裁判所は取り上げません。

しかし、たとえば、麻薬の事例などは、州の法律にも抵触しますし、連邦の法律にも抵触します。こういう場合には、ロス市警の刑事コロンボが出てきて捜査をしているときに、FBI の捜査員も捜査をしていて、一つのドラマになるということがあり得るわけですね。

相手が州内にいるかどうかで提訴先が変わる

私が今回 25 キロのコンクリートの塊を 30 個盗まれたという事例では、相手の人がカリフォルニア州内にいれば、州の裁判所に提訴することになりますが、メキシコにいる場合には、州および連邦の裁判所で提訴できることになるのかもしれませんが。